

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その翌日
が翌日)

目 次

- ◇ 告 示 字の区域を変更する旨の届出
- 他の都道府県の療養取扱機関となる旨の申出の受理
- 結核予防法による医療機関の指定
- 家畜商法による講習会の開催
- 解除予定の保安林
- 土地の用途廃止
- 土地の立入り
- 道路の位置の指定
- 道路の位置の廃止
- ◇ 公 告 収用委員会の公開審理の開催

告 示

鳥取県告示第三百十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日野郡溝口町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十四年五月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区域の変更に係る字の名称	同上の区域（昭和四十四年三月二十四日現在の地番による。）
溝口字古市場下	溝口字古市場下の全域並びに字浜子田四二九の五及びこれと一体をなす町有地
溝口字浜子田	溝口字浜子田のうち四二九の五及びこれと一体をなす町有地以外の区域

鳥取県告示第三百十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年五月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理年月日
藤山内科医院	鳥取市西品治三〇五の二	全 国	昭和四十四年五月一日
石河	元魚町一丁目二一九	"	"
松村医院	倉吉市葵町七三一	"	"

鳥取県告示第三百十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十四年五月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	開 設 者
昭和四十四年四月二十八日	藤山内科医院	鳥取市西品治三〇五の二	藤 山 開 三

鳥取県告示第三百十八号

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第三条第二項第一号に規定する講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令（昭和二十八年政令第二百五十二号）第一条の三第一項の規定により告示する。

昭和四十四年五月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別記様式

家畜商講習会受講申込書

収入証紙 はりつけ欄	真 實 はりつけ欄
---------------	--------------

年 月 日

鳥取県知事 石 破 二 朗 殿

住所
氏名

家畜商法第3条第2項第1号の規定により開催される家畜商講習会を受講したいので申し込みます。

- 一 開催の日時及び場所
開 催 の 日 時
昭和四十四年 八時三十分から
六月十一日 十七時 まで
開 催 の 場 所
東伯郡赤碓町 鳥取県畜産試験場
- 二 講習の科目及び時間
講 習 の 科 目
家畜の取引に関する法令
家畜の品種及び特徴
家畜の悪癖、機能障害及び疾病
講 習 の 時 間
四時間
四時間
六時間
- 三 受講申込みの方法
別記様式による家畜商講習会受講申込書に講習手数料として五百円に相当する額の鳥取県収入証紙及び写真（出願前六箇月以内に撮影した縦三・五センチメートル、横二・五センチメートル、無帽、正面、上半身像のもの）をはりつけ、五月三十一日までに所轄地方農林振興局の長を経由して、知事に提出すること。

鳥取県告示第三百十九号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十四年五月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字町屋字飯山五七二の内第二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路の敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百二十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年五月十四日から用途廃止した。

昭和四十四年五月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場

所

面積
(平方メートル)

用途

日野郡日野町貝原字蔵道ノ上エ一九五ノ四番地先

一九・〇〇

道路敷

字堂ノ後一九一番地先

三・九一

”

字屋敷二五八番地先から

二六〇番地先まで

七〇・五四

水路敷

二六一番地先から

三九・七二

”

二六三ノ一番地先まで

五六・四一

”

二六四ノ一番地先から

六・九一

”

二六五ノ一番地先まで

”

”

鳥取県告示第三百二十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年五月十四日から用途廃止した。

昭和四十四年五月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場

所

面積
(平方メートル)

用途

東伯郡三朝町下西谷字宮ノ前三二番地先

一〇・四二

水路敷

”

三二五ノ二番地先

一八・七五

”

”

三二四ノ一番地先

五六・五〇

道路敷

”

三二四ノ二番地先

一三・九六

”

鳥取県告示第三百二十二号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十四年五月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 (一) 起業者の名称 建設大臣
- (二) 事業の種類 一級河川千代川水系湖山川護岸工事
- (三) 立ち入ろうとする土地の区域 鳥取市賀露町地内
- (四) 立ち入ろうとする期間 昭和四十四年五月二十一日から昭和四十五年三月三十一日まで
- 二 (一) 起業者の名称 建設大臣
- (二) 事業の種類 一級河川千代川改修徳吉堤防工事
- (三) 立ち入ろうとする土地の区域 八頭郡河原町大字徳吉から今在家までの地内
- (四) 立ち入ろうとする期間 昭和四十四年五月二十一日から昭和四十五年三月三十一日まで
- 三 (一) 起業者の名称 建設大臣
- (二) 事業の種類 一級河川千代川支川袋川麻生く町屋地区築堤工事
- (三) 立ち入ろうとする土地の区域 岩美郡国府町大字麻生から町屋地区までの地内
- (四) 立ち入ろうとする期間 昭和四十四年五月二十一日から昭和四十五年三月三十一日まで

鳥取県告示第三百二十三号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十四年五月十四日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十四年五月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市田島 六二一の一番地 田岡 清太郎	鳥取市田島字松下 六二一の一の一部 六二二の二七の一部	幅員 五・〇〇メートル 延長 四・六〇メートル

鳥取県告示第三百二十四号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき指定した道路のうち、次の道路の指定を廃止したので、建築基準法施行細則（昭和二十五年十二月鳥取県規則第八十七号）第十三条の規定により告示する。

昭和四十四年五月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の廃止場所	廃止した道路の幅員及び延長
鳥取市田島 六二一の一番地 田岡 清太郎	鳥取市田島字松下 六二二の二二	幅員 四・〇〇メートル 八・〇〇メートル
"	六二二の一五の一部	延長 二・二〇メートル
"	六二二の一六の一部	
"	六二二の二五	

公 告

起業者建設大臣の申請に係る一般国道9号(米子市内道路)改築工事に
関する収用裁決及び明渡裁決事案について、収用委員会の公開審理を次の
とおり開催する。

昭和44年5月20日

鳥取県収用委員会会長 若 木 禮

- 1 日時 昭和44年5月22日 11時から
- 2 場所 米子市角盤町2丁目 米子市公会堂 第1集会室